

平成30年北海道胆振東部地震に係る 被災家屋等の撤去制度のご案内

札幌市

平成31年3月

本制度は、北海道胆振東部地震によって被害を受けた被災家屋等のうち、「り災証明書」で「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」と認定されたものについて、申請者の依頼に基づき、札幌市が所有者に代わって撤去を行うものです。

本来、被災家屋等の撤去は所有者の責任において処理されるべきものですが、今回の地震による被害が甚大で、また、余震等による倒壊のおそれがある被災家屋等が発生しており、二次災害の防止及び被災者の支援と負担軽減を図り、被災地の迅速な復旧を図るための特例措置として、札幌市が撤去を行うものです。

なお、本制度は国の制度に基づくものであるため、撤去の範囲が限定的であることや、撤去後の整地が認められていない等の制限がありますので、あらかじめご了承ください。

1 撤去の対象

- 対象は「り災証明書」で「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」と認定された家屋等です。
- 撤去するものは、倒壊のおそれがある、又は壊れた家屋等となり、それ以外の車庫、塀、擁壁、樹木等は対象外です。ただし、対象外の車庫、塀、擁壁、樹木等であっても、撤去工事の支障となるものについては撤去を行う場合があります。撤去の対象は事前立会い(現地調査)により決定します。
- 原則、被災家屋等の地下部分は撤去の対象外です。
- 家屋や車庫、塀等の基礎、擁壁、樹木の根等、撤去により隣地や道路に影響を与えるおそれがあるものは撤去の対象になりません。
- 被災建築物の一部のみの撤去はできません。被災建築物の全体が撤去の対象となります。
- 被災家屋等と接続している上下水道管等については、地上部分の撤去と一体的に取り壊されるものに限り、撤去の対象となります。

2 本制度の注意点

- 本制度により撤去を希望される方は札幌市への申請が必要です。
- 窓口でお待たせしないように、受付は予約制とします。申請される方は、札幌市 都市局 建築部 建築保全課(011-211-2816)までご連絡ください。
- 本制度の申請者は、平成30年9月6日から申請日まで、札幌市内に被災家屋等を所有していた者(所有者)となります。ただし、申請者が平成30年9月6日以降に死亡した

場合等やむを得ない事情により所有者が変わった場合を除きます。

- 申請にあたっては、被災家屋等の共有者や抵当権者等の全員の同意が必要です。
- 撤去工事を行う順番は申請の受付順ではありません。撤去工事日は可能な限り、ご希望に沿いたいと考えておりますが、他の撤去物件との調整が必要なため、ご希望に沿えない場合があります。
- 家財等の搬出は行いませんので、必要な家財等は**危険のない範囲**で搬出しておいてください。撤去時に残された家財等は廃棄物として処分されますのでご了承ください。
- 本制度はあくまでも壊れた家屋等の撤去を行うものであり、撤去後の**土地の整地は行いません**。そのため、土地が道路よりも低くなる可能性がありますので、ご了承ください。
- 撤去工事の支障となりますので、プロパンガスを使用している方はプロパンガスの撤去の手続きを事業者へ依頼してください。また、電力・電話等の切断工事及び解約等の諸手続きを**各事業者へ依頼してください。(費用が生じる場合は、所有者の負担となります。)** ※7ページ参考
- 都市ガスの撤去工事等の諸手続きは、被災家屋等の撤去を行う業者が行います。ガス事業者はその旨を事前にご連絡ください。 ※7ページ参考
- 水道メーターの撤去工事等は被災家屋等の撤去を行う業者が行いますが、必要に応じて申請書類への押印や、添付書類の提供を求める場合があります。 ※7ページ参考
- 本制度の申請をされる際には、「被災家屋等の撤去に係る申請書(様式1又は2)」の裏面に記載されている「被災家屋等の撤去に係る同意」の内容をご確認いただき、署名・捺印をしてください。 ※その他の詳細は、「6 Q&A」(6ページ)をご覧ください。

3 受付窓口・時間

- 受付窓口:札幌市役所本庁舎 9階北側 都市局建築部建築保全課
(札幌市中央区北1条西2丁目)
- 受付期間:平成30年10月15日(月)～平成31年6月28日(金)
- 受付時間:午前8時45分～午後5時15分 (※土日祝日、年末年始除く)
- 電話番号:011-211-2816

4 受付に必要な書類等

(1)記載時の注意点

- 記載にあたっては「記載例」をご確認ください。
※札幌市の公式 HP に掲載されている「生活支援ガイド」からも記載例や様式をダウンロードできます。
<生活支援ガイド【3-2-19】被災家屋等の撤去>
<http://www.city.sapporo.jp/toshi/kenchiku/tekkyo/index.html>
- 受付時には、次に掲げる書類をそろえてご持参ください。
(り災証明書があれば、発行手数料が減免になる証明書等もあります。 ※下記参照)
<生活支援ガイド【3-5-22】住民票・印鑑証明・戸籍等の証明手数料の減免>
<http://www.city.sapporo.jp/kinkyu/seikatsushien/201809/index.html>

(2) 必須書類(共通)

必要な書類等	備考
申請書(様式1又は様式2)	様式1(個人、個人事業者用)、様式2(法人用)
被災建築物の「り災証明書」【写し可】	コピーをとってお返しします。
被災家屋等の「登記事項(建物)全部事項証明書」【原本】 ※9月6日以降に発行され、発行日から3ヶ月以内のもの ※撤去を実施する被災家屋等について <u>全ての所有者を明らかにする必要があります。</u>	・未登記の場合は「固定資産税評価証明書」【原本】 ・未登記で上記の「固定資産税評価証明書」が発行されない場合は、原則として、土地の所有者をその建物の所有者とみなします。そのため、土地の所有者が確認できる「登記事項(土地)全部事項証明書」をご提出ください。 【申込み先】 「登記事項(建物)全部事項証明書」 「登記事項(土地)全部事項証明書」 →・札幌法務局(各出張所含む) ・札幌法務局証明サービスセンター 北海道経済センタービル1階(中央区北1条西2丁目) 「固定資産税評価証明書」 →・各市税事務所 ・市役所本庁舎2階 税の証明窓口
印鑑 ※書類に不備があった場合、訂正印が必要となりますのでご持参ください。	本人→実印、代理人→認印可、法人→代表者印 ※代理人の場合、委任状に押印した印鑑が必要となりますので、ご用意ください。また、法人で代表者印の持ち出しが不可の場合も委任状に押印した「使用印」と同じ印鑑をご用意ください。
申請者の印鑑登録証明書【原本】 ※代理人の場合は、委任者の印鑑登録証明書です。	発行日から3ヶ月以内のもの
来庁者の身分証明書【原本】 ※代理人の場合は、代理人の身分証明書です。	・顔写真が付いているもの(運転免許証、パスポート等)は、1種類 ・顔写真が付いていない健康保険証等は、2種類必要です。 ・コピーをとってお返しします。

(3) 代理人の場合に追加で必要な書類

申請者からの委任状(様式3)【原本】	委任状は所定のもの(様式3)
--------------------	----------------

(4) 下記の例に該当する場合に追加で必要な書類

ア. 共有者又は相続人(以下「共有者等」という。)がいる場合

撤去に係る同意書(様式4)【原本】	共有者等全員分
共有者等の印鑑登録証明書【原本】	・発行日から3ヶ月以内のもの ・共有者等全員の分 【申込み先】 ※札幌市に登録している場合

	個人の方→・各区役所(戸籍住民課) ・大通証明サービスコーナー ・出張所(篠路、定山溪) 法人の方→・札幌法務局 ・札幌法務局証明サービスセンター
--	---

イ. 借家(アパート、貸家)等で入居中の方がいる場合

撤去に係る同意書(様式 5-1、5-2)	借家人全員分
借家人の印鑑登録証明書【原本】	・発行日から3ヶ月以内のもの ・借家人全員分

ウ. 分譲マンション(区分所有物件の場合)の場合

マンション建替決議の議決書【原本】	コピーをとってお返します。 ※マンション建物取壊し決議の議決書【原本】等でも可能です。
マンションの管理規約【原本】	コピーをとってお返します。
撤去に係る同意書(様式 5-1、5-2)	区分所有者全員分
区分所有者の印鑑登録証明書【原本】	・発行日から3ヶ月以内のもの ・区分所有者全員分

エ. 法人格を持つ中小企業者・公益法人等の場合

商業・法人の登記簿謄本【原本】	発行日から3ヶ月以内のもの 【申込み先】 ・札幌法務局 ・札幌法務局証明サービスセンター
-----------------	---

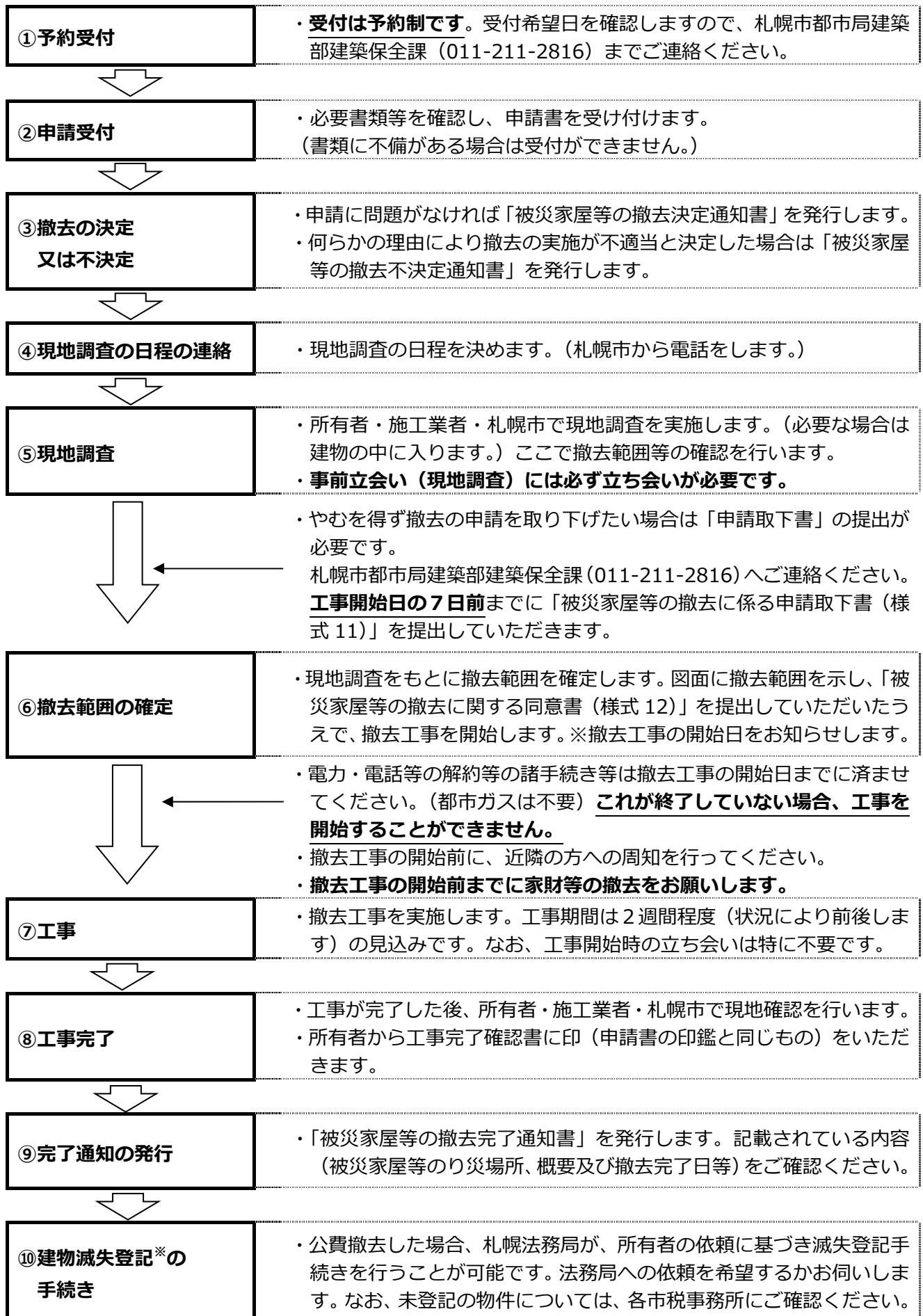
オ. 家屋等の所有者が亡くなっている場合

所有者の死亡と相続人全員分の続柄等関係や氏名がわかる戸籍等【原本】	【申込み先】 各区役所(戸籍住民課)
撤去に係る同意書(様式 4)	同意書は所定のもの(様式4)
相続人の印鑑登録証明書【原本】	・発行日から3ヶ月以内のもの ・相続人全員分

カ. 建物登記に抵当権等の債権が設定されている場合

撤去に係る同意書(様式 5-1、5-2)	・債務について支払いが終わっている場合、抵当権の解除証書でも可能です。(コピーをとってお返します。)
権利関係者の印鑑登録証明書【原本】	発行日から3ヶ月以内のもの

5 受付から撤去までの流れ



※建物滅失登記とは、法務局に記録されている登記簿にその建物がなくなったことを登記することです。撤去後、1か月以内に申請を行う必要があります。詳細は札幌法務局（011-709-2311）でご確認ください。

6 Q&A

問1 被災家屋等の撤去の費用は、所有者の負担になるのか？

答1 市が負担します。ただし、電力・電話等の切断等は所有者による手配と費用の負担をお願いします。水道メーターの撤去の申請については、必要に応じて申請書類の押印や書類の提供を求める場合があります。（※都市ガスの諸手続きは不要です。）

問2 家屋と一緒に敷地内にある物置やブロック塀、樹木等も撤去してもらえるのか？

答2 物置やブロック塀、樹木等は倒壊のおそれがある、又は工事の支障になるものは原則、撤去します。撤去の対象は事前立会い（現地調査）で判断します。ただし、ブロック塀等の基礎や樹木の根は残します。

問3 平成31年5月5日に引っ越すので、5月15日から撤去してほしい。

答3 撤去時期のご指定はできませんのでご了承ください。
※原則、引っ越しは現地調査の前までをお願いします。

問4 撤去する前に全てのごみや家財等を搬出する必要があるのか？

答4 ごみ袋にいれてごみステーションに出せるものは、事前にご自身で処分をお願いします。家財等もご自身で処分をお願いいたします。しかし、建物が傾いているなど危険な状態であるために大型の家財等が搬出できない場合は、現地調査の際にご相談ください。万が一、搬出できずに残された家財等は処分の対象となりますので、ご了承ください。

問5 自費で解体業者と契約した場合も本制度の対象となるのか？

答5 本制度の対象とはなりません。また、契約締結日などを含めて一定の要件を満たす被災家屋等の撤去を自費で行った方に対して、撤去に要した費用を償還する制度がございます。詳しくは、札幌市の公式HPをご覧ください。下記までお問い合わせください。

問6 郵送での申請は可能か？

答6 直接、お話を伺いながら状況等の確認を行いたいため、可能な限り、市役所本庁舎までお越しください。

7 お問い合わせ先

「札幌市都市局建築部建築保全課 札幌市役所本庁舎9階北側」

（札幌市中央区北1条西2丁目）

午前8時45分～午後5時15分まで（※土日祝日、年末年始除く）

電話番号 011-211-2816

【参考】家屋等の撤去前に行っていただく電力、電話、水道、ガス等の諸手続きについて

撤去前に下記の解約手続き等を行ってください。

※解約手続き等が終了していないと工事を開始することができません。

【電力・電話等】

ご契約されている電気・電話事業者にご確認ください。

(※費用が生じる場合は、所有者の負担となります。)

電気メーター及び引込線の撤去が必要です。電気事業者に「電気メーター及び引込線の撤去」、電話事業者に「電話線の撤去」を依頼し、撤去しておいてください。

インターネット回線や光ケーブル等の有線回線も全て同様に撤去しておいてください。

【ガス】

①プロパンガスを使用している方

ご契約されているプロパンガス事業者にご確認ください。

プロパンガスを使用している方は、プロパンガスの撤去が必要です。ご契約されている事業者に依頼してください。

②都市ガスを使用している方

【連絡先】北海道ガス【総合案内先（ガスの使用停止）】011-231-9511

【ガス管切断工事】011-741-7140

都市ガスの解約手続き及びガス管の撤去工事は被災家屋等の撤去を行う業者が行いますので、諸手続きは不要です。

ただし、円滑に諸手続きを行うため、撤去工事日が決まりましたら、ガス事業者に「撤去工事日と被災家屋等の撤去を行う業者から解約手続きとガス管の撤去工事の連絡がくる旨」をお伝えください。

【水道】

札幌市水道局給水装置課給水技術係 011-211-7055

水道メーターの撤去は家屋等の撤去を行う業者が行いますが、給水装置撤去申請等の諸手続きが必要となります。

申請の手続きは、撤去業者が委託する札幌市指定給水装置工事事業者が行いますが、必要に応じて申請書類への押印や、添付書類（登記事項証明書等）の提供を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。

ご不明な点がございましたら、上記の連絡先（水道局）にてご確認をお願いします。

【灯油】

取り扱い店又は専門業者にお問い合わせください。

撤去工事が始まる前までに、灯油の処分をお願いします。詳細については、取り扱い店又は専門業者にお問い合わせください。

被災家屋等の中のもの

ごみ袋に入れてごみステーションに出せるものは、ご自身で処分しておいてください。

特に忘れがちなものとして下記のものがあります。

●冷蔵庫内の食品等

●タンスや食器棚等の内容物（衣類、食器等）

●危険物や取り扱いが困難なもの



取り扱い店又は専門業者にお問い合わせください。

廃油類、農薬、灯油、火薬類、ガスボンベ、
車両、業務用大型冷蔵庫等



全ての家財等は搬出しておいてください。

しかし、建物が傾いているなど危険な状態であるために、
大型の家財等が搬出できない場合は、ご相談ください。

万が一、搬出できずに残された家財等は処分の対象となります。